

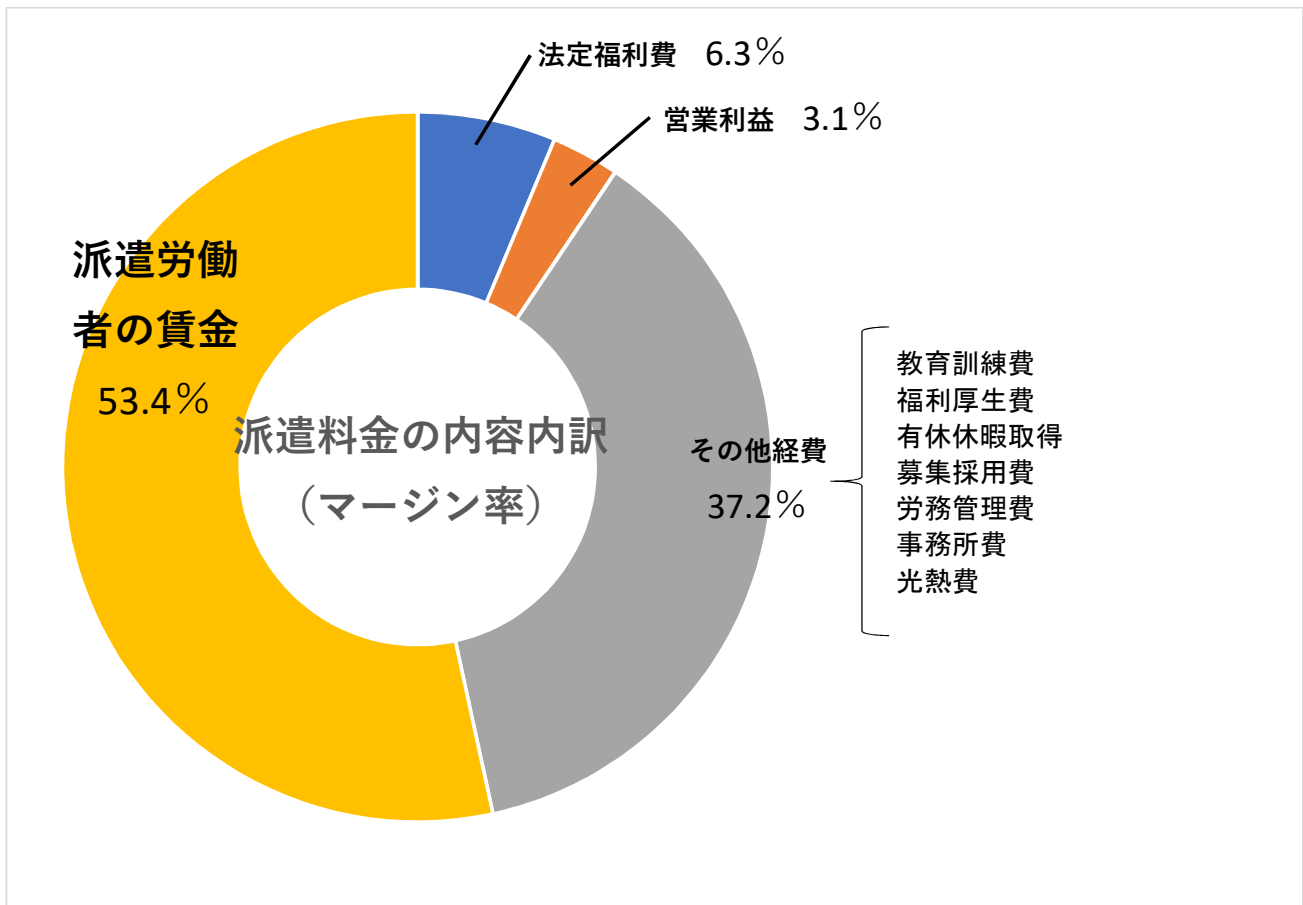
改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施工により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）



マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費等）なども含まれております。平成28年度実績より

■ 本社

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4丁目40番17号 Foresight高田馬場8F

派遣労働者の数	20名
派遣先数	6社
派遣料金の平均額	39449円/8時間
賃金の平均額	21057円/8時間
教育訓練の内容	ヒューマンスキル研修、技術研修、階層別教育
その他福利厚生の制度など	家族手当・慶弔規定・資格表彰制度・提案表彰制度 他
マージン率	46.6%